

電気・電子機器リサイクルWGの 活動状況について

平成30年2月13日

商務情報政策局

情報産業課環境リサイクル室

電気・電子機器リサイクルWGの活動状況

- ◆ 平成10年5月に成立し、平成13年4月に本格施行された特定家庭用機器再商品化法（通称「家電リサイクル法」）に基づく施行状況等について調査するため、廃棄物・リサイクル小委員会の下に設置。
- ◆ この電気・電子機器リサイクルWGと中央環境審議会の小委員会との合同会合（以下「産構審WG・中環審小委合同会合」という。）において、平成26年10月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。
- ◆ 現在、各主体は、本報告書で提言された所要の取組を実施しており、回収率目標の設定を行い、その進捗状況等について、本報告書に基づいて、毎年1回、産構審WG・中環審小委合同会合でフォローアップしているところ。
- ◆ 委員については、学識経験者、関連業界（製造業者等、小売業者、地方公共団体の代表）、消費者及び報道関係者から構成されている。

産構審WG・中環審小委合同会合委員名簿(第36回会合:平成29年12月4日現在)

(敬称略、委員五十音順)

石川 雅紀	神戸大学大学院経済学研究科教授	※産業構造審議会座長
細田 衛士	慶應義塾大学経済学部教授	※中央環境審議会座長
梅田 靖	東京大学大学院工学系研究科教授	
大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長・環境委員長	
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授	
河口 真理子	株式会社大和総研調査本部主席研究員	
河野 博子	読売新聞東京本社編集委員	
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	
杉山 涼子	株式会社杉山・栗原環境事務所取締役	
田崎 智宏	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター循環型社会システム研究室長	
西尾 チヅル	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授	
萩原 なつ子	立教大学社会学部教授	
村上 進亮	東京大学大学院工学系研究科准教授	
山本 雅資	富山大学極東地域研究センター准教授	

学識経験者
消費者等

伊藤 眞純	一般財団法人家電製品協会環境担当役員会議委員長
坪久田 庄二	一般社団法人日本冷凍空調工業会会長
永友 秀明	一般社団法人日本電機工業会家電リサイクル委員会委員長
宮部 義幸	一般社団法人電子情報技術産業協会テレビリサイクル委員会委員長
山鹿 裕治	日本労働組合総連合会特別専門員(電機連合書記次長)

製造業者等

川村 仁志	株式会社ビックカメラ代表取締役副社長 副社長執行役員
桑野 光正	株式会社ヤマダ電機代表取締役社長兼代表執行役員COO
佐藤 健司	大手家電流通協会会長
峯田 季志	全国電機商業組合連合会会長

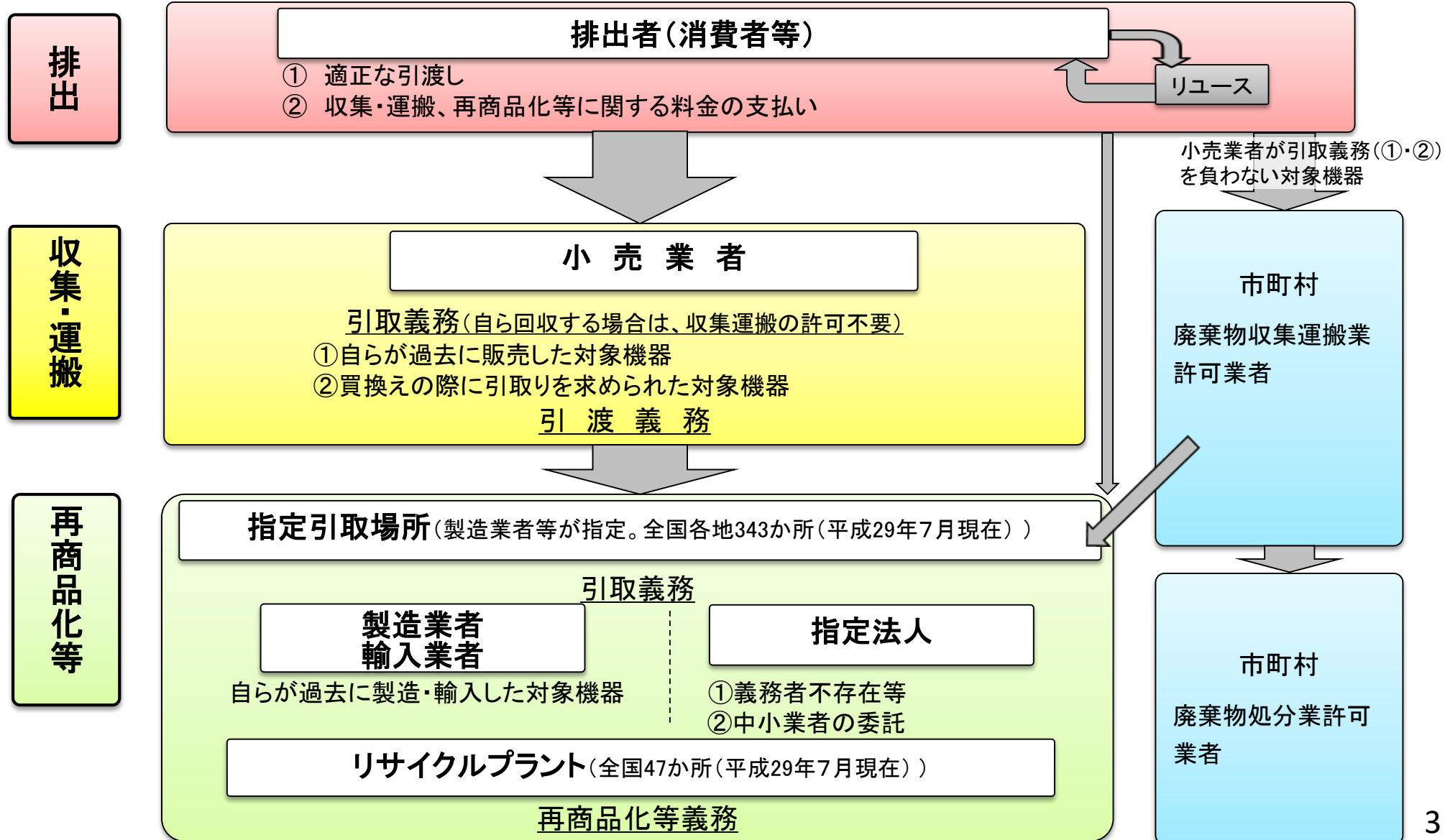
小売業者

石井 邦夫	株式会社市川環境エンジニアリング代表取締役
大熊 洋二	公益社団法人全国都市清掃会議専務理事
小迫 敏宏	日本労働組合総連合会特別専門員(全日本自治団体労働組合中央執行委員・現業局長)
高橋 勝浩	東京都稲城市長
古尾谷 光男	全国知事会事務総長

地方自治体等

家電リサイクル法のポイント

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的（経済産業省・環境省の共管法）。エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目。



家電リサイクル法の歩み

平成13年4月	家電リサイクル法本格施行
平成16年4月	対象品目に電気冷凍庫を追加
平成18年6月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において1度目の評価・検討の議論を開始
平成20年2月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成21年4月	対象品目に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加 法定の再商品化基準の見直し
平成25年5月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において2度目の評価・検討の議論を開始
平成26年10月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成27年3月	回収率目標の設定
平成27年4月	法定の再商品化基準の見直し
平成28年3月	回収率目標達成アクションプランの策定

今回、小委員会会合に御報告する内容

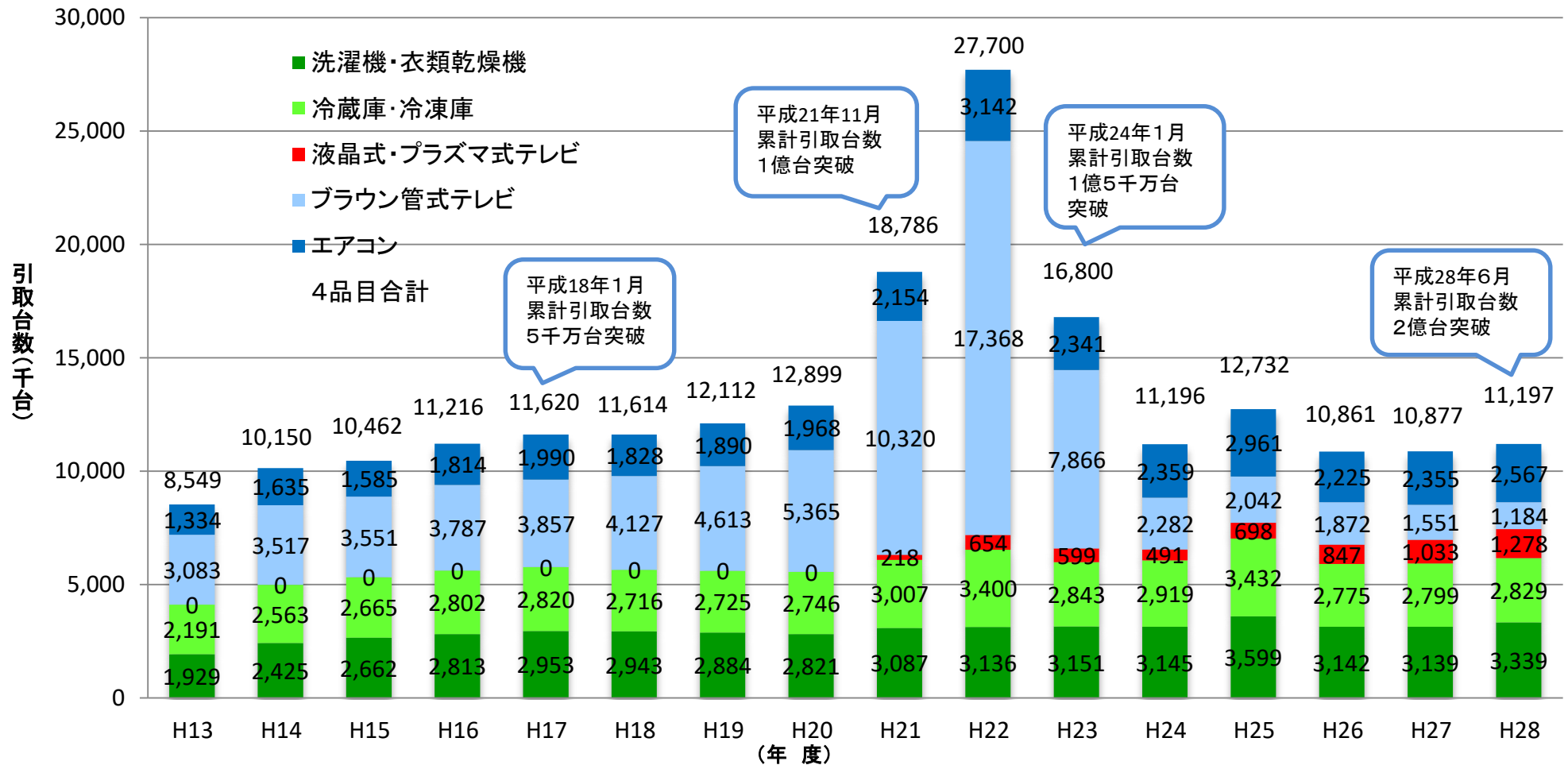
- ◆ 産構審WG・中環審小委合同会合においては、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」のフォローアップとして、引取台数や回収率をはじめとする法律の施行状況等や、回収率目標達成アクションプランに基づく取組の状況を確認している。
- ◆ 報告書の内容、回収率の考え方、アクションプランの内容等については昨年度の小委員会会合に報告させていただいたため、今回は、直近の法律の施行状況等を御紹介の上、今年度の産構審WG・中環審小委合同会合の概要を御説明させていただく。

(参考)

家電リサイクル法の施行状況等について

製造業者等の指定引取場所における引取台数の推移

平成28年度、製造業者等が指定引取場所で行き取った台数は、約11,197千台となっており、平成27年度に比べ約3%の増加となっている。

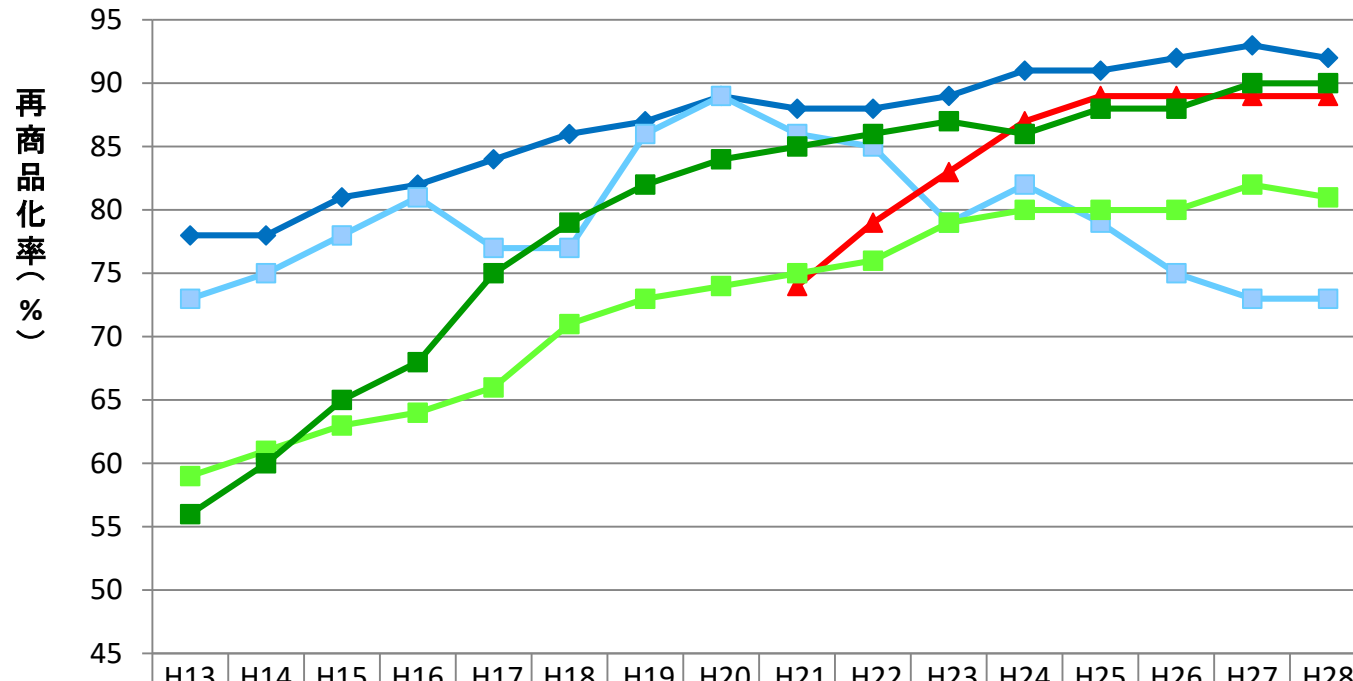


出典：平成28年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注）平成21年5月15日～平成23年3月31日購入分が家電エコポイント発行対象。平成23年7月24日に地上デジタル放送完全移行（岩手県・宮城県・福島県は24年4月1日に完全移行）

製造業者等における再商品化率の推移

- ◆ 家電リサイクル法に基づき、製造業者等には、再商品化基準が義務付けられている。
- ◆ 平成28年度、品目別の再商品化率は、エアコンで92%、ブラウン管式テレビで73%、液晶式・プラズマ式テレビで89%、冷蔵庫・冷凍庫で81%、洗濯機・衣類乾燥機で90%となっており、いずれも、引き続き、法定の再商品化基準を上回る実績を挙げている。



(再商品化基準)

60%(～H20),70%(H21～),80%(H27～)

55%

50%(H21～),74%(H27～)

50%(～H20),60%(H21～),70%(H27～)

50%(～H20),65%(H21～),82%(H27～)

出典：平成28年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注1）液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を平成21年に対象機器に追加

（注2）平成21年度～23年度にブラウン管式テレビの再商品化率が減少したのは、一部のブラウン管ガラスが逆有償となったことによるもの。

(参考)製造業者等リサイクル料金の推移

製造業者等はこれまでに複数回にわたりリサイクル料金の引下げを実施しており、平成29年度は、一部の製造業者等において、ブラウン管式テレビに係るリサイクル料金の引下げが実施された。

<一部の製造事業者等におけるリサイクル料金（税抜）の推移（例）>

品 目	区 分	法施行 当時	平成19年 4月1日 引取分より	平成20年 11月1日 引取分より	平成21年 4月1日 引取分より	平成23年 4月1日 引取分より	平成25年 4月1日 引取分より	平成27年 4月1日 引取分より	平成28年 4月1日 引取分より	平成29年 4月1日 引取分より
エアコン	—	¥3,500	→ ¥3,000	→ ¥2,500	→ ¥2,000	→ ¥1,500	→ ¥1,300	→ ¥900		
ブラウン管式テレビ	大 (16型以上)	¥2,700	→ ¥2,200							
	小 (15型以下)		→ ¥1,200							
液晶式・プラズマ式テレビ	大 (16型以上)	—	—	—	¥2,700	→				
	小 (15型以下)	—	—	—	¥1,700	→				
冷蔵庫・冷凍庫	大 (171ℓ以上)	¥4,600	→ ¥4,300						→ ¥2,300	
	小 (170ℓ以下)		→ ¥3,400							
洗濯機・衣類乾燥機	—	¥2,400	→							

(参考)回収率の算定方法と回収率目標

<回収率の算定方法>

$$\text{回収率} = \frac{\text{適正に回収・リサイクルされた台数}}{\text{出荷台数}}$$

※「適正に回収・リサイクルされた台数」は下記のとおりとする。

- ・製造業者等による再商品化台数、・廃棄物処分許可業者等による再商品化台数
- ・地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数

※ 分母として、排出台数、出荷台数の2つが考えられるが、排出台数については、推計でしか把握できておらず、推計誤差によって回収率目標の達成・未達成が左右される懸念があることから、出荷台数を分母として回収率を算定することとされた。

<回収率目標の考え方>

○平成25年度の回収率は約49%(1223.8万台/2500万台)である。ここから

①不法投棄の割合を半減(現状0.4%(9.2万台/2500万台)⇒0.2%)

②国内外のスクラップの割合をできる限り低減(現状6.4%(161万台/2500万台)⇒0%)

を達成し、①②が全て適正に回収・リサイクルされるとすると、回収率は約7%向上することから、目標水準は56%(平成30年度)とされた。

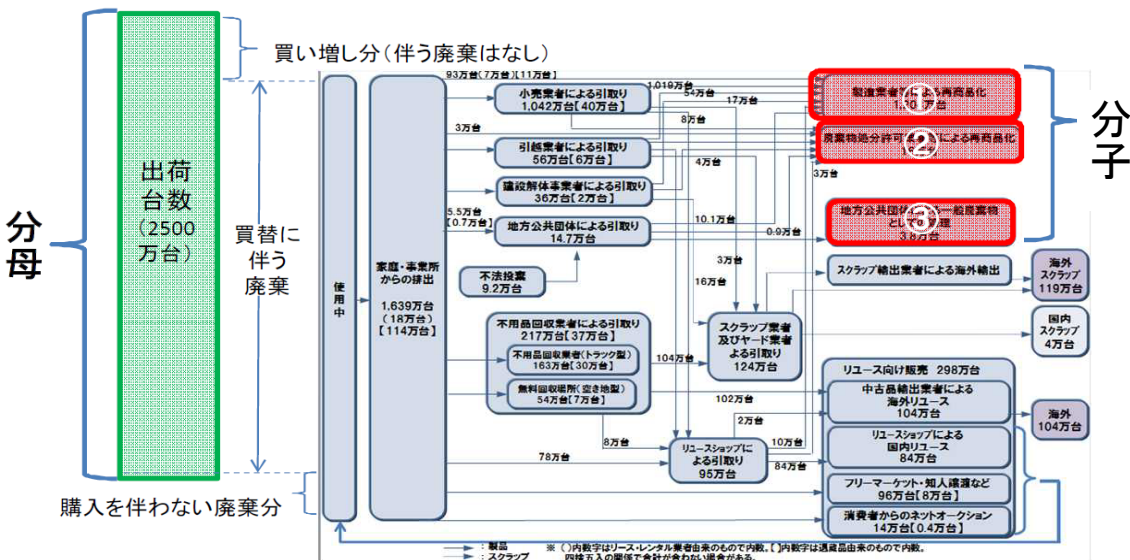


図 回収率の算定方法イメージ

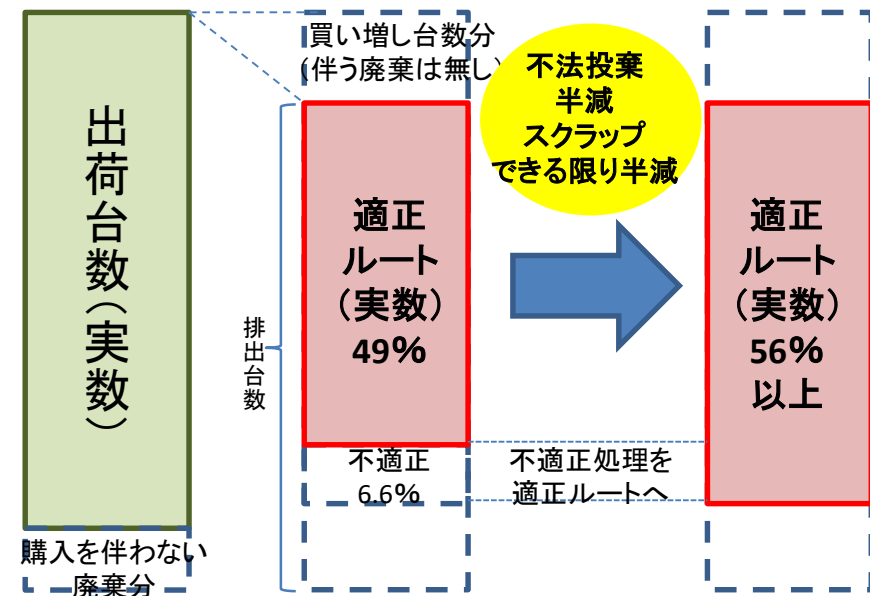


図 回収目標の考え方

平成28年度の回収率

- 平成28年度の回収率は50.7%であった。
- 基準年度である平成25年度と比較すると1.7ポイント向上したが、平成27年度と比較すると、1.5%下降した。

①平成28年度出荷台数:2, 197万台(※1) (平成27年度2, 132万台)

②製造業者等による再商品化台数:1, 108万台(※2) (平成27年度1, 101万台)

③廃棄物処分許可業者等による再商品化台数

産業廃棄物:2. 9万台(平成27年度5. 9万台)

一般廃棄物:2. 1万台(平成27年度6. 3万台)

④地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数:0. 0万台(平成27年度0. 0万台)

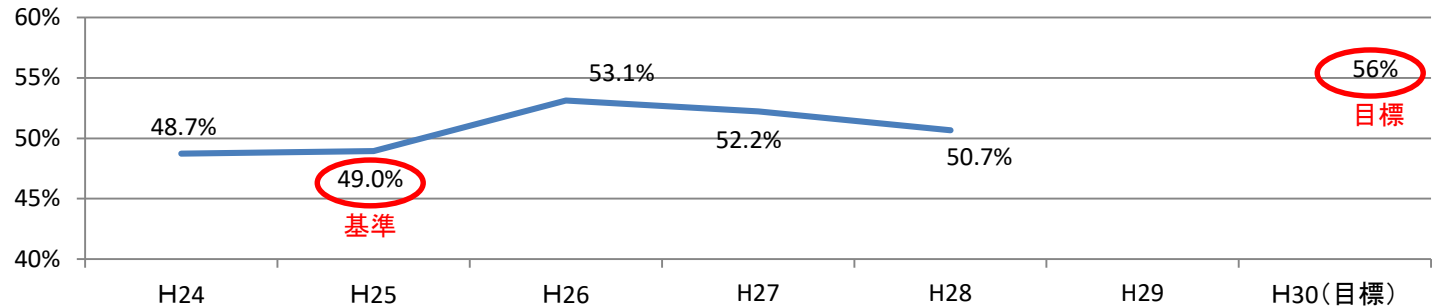
$$\frac{\text{②1, 108万台} + \text{③2. 9万台} + \text{④0. 0万台}}{\text{①2, 197万台}} = 50.7\% (\text{平成27年度} 52.2\%)$$

①2, 197万台

(※1) 出所:一般財団法人家電製品協会:家電産業ハンドブック2017

(※2) 出所:一般財団法人家電製品協会:家電リサイクル年次報告書 平成28年度版

<参考>回収率の推移



単位: 万台

		H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30 (目標)
分母	出荷台数	2,379	2,500	2,186	2,132	2,197	...	
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	1,134	1,204	1,148	1,101	1,108	...	
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	20	16	9.7	5.9	2.9	...	
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	6.3	2.1	...	
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	5	3.8	4.4	0.0	0.0	...	
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	1,159	1,223.8	1,161.6	1,113.2	1,113.0	...	
回収率		48.7%	49.0%	53.1%	52.2%	50.7%	...	56%

※ 平成26年度の回収率が増加していた理由については、消費増税に伴う平成25年度末の駆け込み需要のため、その際の買換えによって廃家電の排出も増大し、平成26年度に繰り越されて再商品化された分(62万台)が例年に比べ増加したためと想定される。

平成28年度の回収率について

平成28年度の回収率については、以下のことが考えられる。

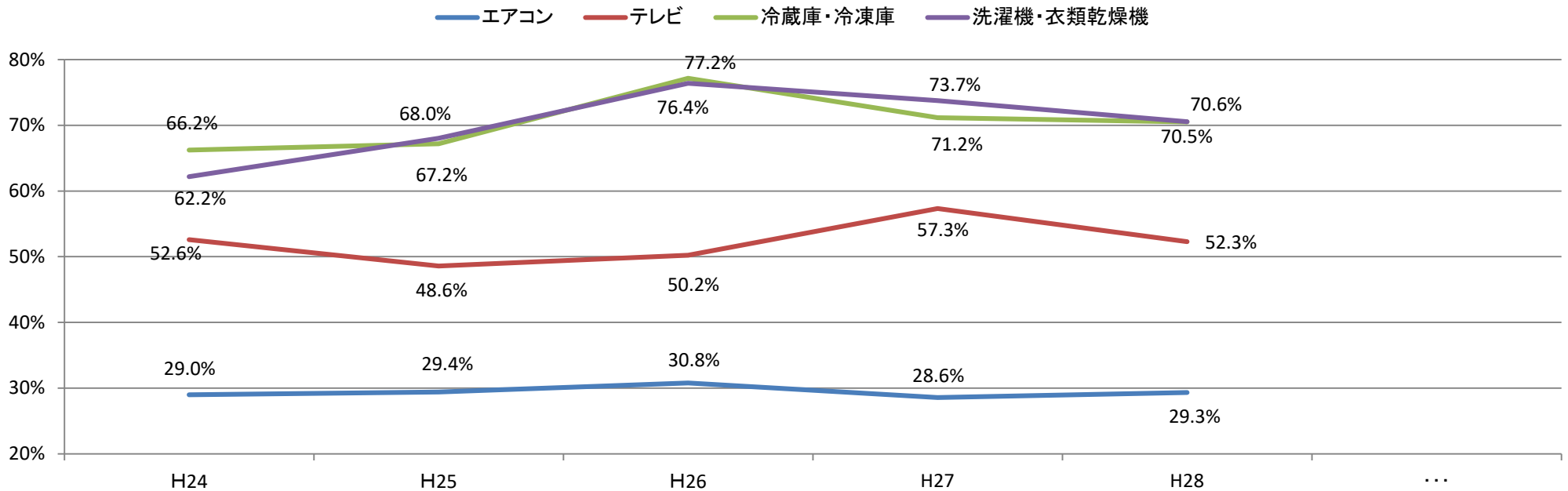
- 要素となる数値には向上・改善傾向が見られ、アクションプランに基づく各種の取組の効果が一定程度生じているものと考えられる。たとえば、製造業者等による引取台数及び再商品化台数は増加している。また、国内外スクラップとなった台数や不法投棄台数はそれぞれ減少している。
- にもかかわらず回収率が低下した要因としては、廃棄を伴わない買増し台数の増加（→出荷台数を分母とする回収率を押し下げる効果あり）が発生していることが考えられる。
- また、年度末に引き取られた廃家電は、年度をまたいで再商品化が行われるが、この台数は毎年度変動するものであり、平成28年度は引取台数より再商品化台数が少なかった（平成27年度は逆に引取台数より再商品化台数が多かった）ことも、再商品化台数を分子の一部とする回収率に影響していると考えられる。
- いずれにせよ、回収率低下の明確な原因を特定することは困難であるが、アクションプランに基づく各種の取組の効果が一定程度生じていると考えられることから、引き続き、同プランに基づく取組を一層推進していくことが必要。

※ なお、廃棄物処分許可業者による適正処理台数は、産廃・一廃を合わせて、平成27年度に比べ7.2万台減少しているが、これには

- ・ H27年度まで比較的大量に廃家電を取り扱っていたある産業廃棄物処分業者における、平成28年度以降の取扱い台数が減少したこと
- ・ H27年度まで比較的大量に廃家電を取り扱っていたある一般廃棄物処分業者が、平成28年度以降、取扱いをやめたこと

などが影響している。

(参考)4品目別の回収率の経年比較



単位: 万台

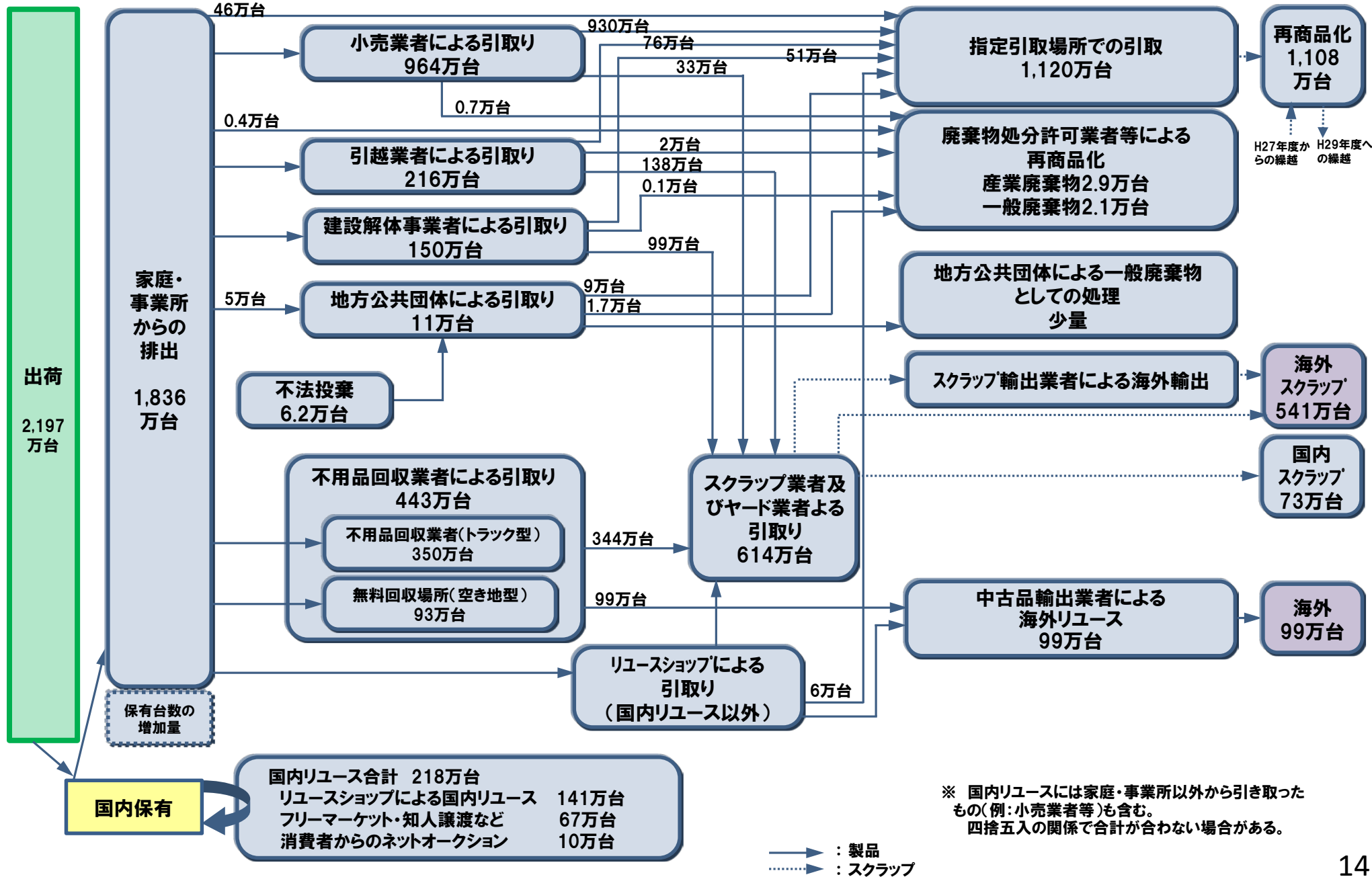
エアコン		H24	H25	H26	H27	H28	...
分母	出荷台数	852	942	809	817	853	
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	236	272	247	233	250	
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	11	5	2	0.09	0.09	
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	0.36	0.14	
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	0	0	0.1	0	0	
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	247	277.0	249.1	233.45	250.23	
回収率		29.0%	29.4%	30.8%	28.6%	29.3%	

冷蔵庫・冷凍庫		H24	H25	H26	H27	H28	...
分母	出荷台数	447	484	390	397	403	
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	293	322	298	280	283	
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	2	2	2	0.95	0.57	
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	1.53	0.57	
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	1	1	0.9	0	0	
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	296	325.0	300.9	282.48	284.14	
回収率		66.2%	67.2%	77.2%	71.2%	70.5%	

テレビ		H24	H25	H26	H27	H28	...
分母	出荷台数	577	558	545	490	467	
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	295	265	268	277	243	
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	4	3	3	0.69	0.30	
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	3.28	0.95	
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	4	3	2.7	0	0	
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	303	271.0	273.7	280.97	244.25	
回収率		52.6%	48.6%	50.2%	57.3%	52.3%	

洗濯機・衣類乾燥機		H24	H25	H26	H27	H28	...
分母	出荷台数	504	516	442	429	474	
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	311	345	335	311	332	
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	2	6	2	4.20	1.96	
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	1.16	0.48	
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	0	0	0.6	0	0	
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	313	351.0	337.6	316.36	334.44	
回収率		62.2%	68.0%	76.4%	73.7%	70.6%	

フロー推計結果（4品目合計：平成28年度）



今年度の産構審WG・中環審小委合同会合 について

今年度の産構審WG・中環審小委合同会合について

○ 平成29年12月4日に、今年度の産構審WG・中環審小委合同会合を開催。

○ 主に以下の項目について事務局から説明を行い、審議。

- ・家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について(経済産業省・環境省)
- ・各主体が連携した周知・広報活動等について(経済産業省・環境省)
- ・「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」に係る回収体制の構築状況等に関する調査結果(環境省)
- ・小売業者の義務履行の促進について(経済産業省・環境省)
- ・違法な不用品回収業者・ヤード業者の対策について(環境省)
- ・廃棄物処分業者における特定家庭用機器廃棄物の適正処理の状況について(環境省)
- ・家電リサイクルに関連するその他の動きについて(環境省)

今年度の産構審WG・中環審小委合同会合について

- 今年度の産構審WG・中環審小委合同会合における議論は多岐にわたったが、インターネット上で家電4品目を販売する事業者について、インターネットモールサイト上に
出店して販売している場合には、インターネットモール運営事業者ではなく個々の出店
事業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当するところ、複数の委員から、
- ・インターネット上で家電4品目を販売する小売業者の中に、適切に義務を履行してい
ない業者が多数あるので、改善するべきであるという意見
 - ・インターネットモール運営事業者に係る対応を行うべきであるという意見
- が出るなど、インターネット販売事業者に関する議論が多くあった。

※ 経済産業省・環境省では、こうした議論を踏まえて、インターネット販売事業者等に係る取組を更に充実させていくべく、準備・検討を行っている。

※ 今年度の産構審WG・中環審小委合同会合においては、「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」に係る回収体制の構築状況等についても意見が多数あった(環境省担当分野)。

- また、廃棄物処理法に係る事項(小売業者の引取義務の対象とならない廃家電に係る回収体制の構築や、違法な不用品回収業者への対応など)について自治体の実情・規模等に応じた対応が必要であるとの意見
や、廃棄物の扱いであることを前提とする法律上の仕組みが適正なリサイクルルート
に排出する消費者のディスインセンティブになっている場合もあるのではないかと
の意見など、家電リサイクル法の枠組みのみにとどまらない議論もあった。